

情報の輪

1 また減額

みなさん、あけましておめでとうございます。社会保険労務士の辰巳周平です。今年も年金に関する情報を発信していきたいと思います。法律の改正や年金に対する知識は知らないで損をすることばかりです。ピンとアンテナを立てて、いつでも大切な情報を受信できるようにしておきましょう。果報は寝ていても降ってきませんよ。自ら掴み取りにいくぐらいの気概がないと有益な情報はやってきません。そして、知りえた情報は積極的に友人やご家族に伝えて情報の輪を作りましょう。そうやって情報を共有しておく、またいずれ自分の元にも大事な情報がひょっこり飛びこんでくるかもしれません。ただ、せっかく目の前に大事な情報がやってきても、自分自身のアンテナがしまわれていては台無しですもんね。そのためにも、常に情報をキャッチできるよう何事にも興味津々でありたいものですよ。

さて、先月12月13日は年金の振込日でした。以前ご紹介したように物価スライド制の特例水準解消により1%減額となって初めての振込だったんですね。記帳されたみなさんのため息が全国の金融機関に充満したことでしょう。これは年金の種類を問わずすべての年金受給者に共通のことですから避けようがないわけですが、それでもやはり年金収入のみが生活の糧である多くの方たちにとっては頭の痛い問題です。今回の減額のみですめばいいんですが、追い打ちをかけるように3か月後の4月分からさらに1%の減額となります。すなわち6月13日（15日が日曜日のため）の振込額がまたまた減額になるということです。それと反比例するように消費税増税が断行されますのでまさにダブルパンチといったところでしょうか。加えて、介護保険や健康保険の負担は徐々に増しているわけですから、手元に残る金額がどんどん目減りしているように感じるのは当然ですよ。

ちなみに、障害基礎年金2級の方を例に月額を推移をあげてみます。平成25年4月⇒65,541円。平成25年10月⇒64,875円（-666円）。平成26年4月⇒64,200円（-675円）。平成27年4月⇒63,866円（-334円）。すなわち2年間で月額にして1,675円が減額となります。年金は2か月に1度の振込ですから、1回の振込で3,350円分マイナスとなる計算です。もちろん、一律にパーセンテージでの減額ですから、お勤めが長く受け取り金額が高い厚生年金や共済年金を受給されている方の減額は数万円となります。

なんだか随分世知辛い話ばかりですが、こういったマイナスの情報でも事前に知っていれば取り乱すこともありませんし、それにむけて早くから準備ができますよね。いざそうなってからオロオロするのではなく、避けようがないことに関しては早め早めの準備をして受け入れていかなければいけませんね。

2 認定基準

以前にもお知らせしたように、昨年6月に眼の障害認定基準が変更になりました。これを受けて日本年金機構は情報を周知徹底するためにパンフレットを作成しています。これは、視野障害に関する認定基準が変更（要件の緩和）となったため、今まで障害年金に該当しなかった方や、現在3級と認定されている方も2級になる可能性がありますので、このパンフレットを持ってかかりつけの医師に相談してくださいという趣旨の案内です。ここではその変更部分も含めて、主に視力障害と視野障害の年金に関する認定基準を列挙したいと思います。

視力障害

両眼の視力の和が 0.04 以下のもの・・・1 級

両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの・・・2 級

両眼の視力が 0.1 以下に減じたもの・・・3 級

両眼の視力が 0.6 以下に減じたもの・・・障害手当金

一眼の視力が 0.1 以下に減じたもの・・・障害手当金

視野障害

両眼の視野が 5 度以内（ⅴ2 視標）・・・2 級

両眼の視野が 10 度以内（ⅴ4 視標）で且つ中心 10 度以内の 8 方向の残存視野のそれぞれの角度の合計が 56 度以下（ⅴ2 視標）・・・2 級

両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したもの・・・障害手当金

両眼の視野が 10 度以内のもの・・・障害手当金

以上が視力障害と視野障害に関する認定基準です。この中に障害手当金という聞きなれない言葉がありますが、これは年金ではなく一時金です。ただし、この障害手当金に当てはまる程度の障害であっても、その傷病が治らないものであって（すなわち進行性で治療法がないという意味です）、今後も悪化が予想されるもの

に関してはひとつ繰り上がって3級と認定されます。ただこの規定が適用されるのは、初診日に厚生年金か共済年金に加入していた人だけです。なぜなら、国民年金に3級や障害手当金といった項目がないからです。

このあたりの事情はあまり知られていなくて、年金事務所の職員や役所の窓口担当でも把握していない場合があり、その程度では年金なんて出ませんよと門前払いされたケースも実際あるようです。窓口担当者は初診日を確認して納付要件を見ればいいのであって、病状をとにかく言う権利はありません。審査するのはあくまで機構内部の認定医ですから、このような対応をされた場合は毅然とした態度で「あなたは医者ですか？私には請求する権利があります。」と言いましょ。

このようなことひとつをとっても、知っているのと知らないのとでは今後の対応がまったく違ってきます。冒頭でも書いたように、必要な情報や知識は自らどんどん吸収して活用しなければ意味がありません。知らないことで損をする、そういった情報格差が生まれないように、得た情報は正確に伝達して共有していきたいものです。

ここでとりあげてほしい質問や相談があればメールか電話でドシドシお寄せください。案外自分ひとりだけの悩みだと思っていたものがみなさん共通の悩みや疑問だったりするものです。ではまたお会いしましょう。